新千里東町団地第Ⅱ期2工区建替事業
（民間対話型買取方式）

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

令和8年2月27日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

＜目次＞

（１）実施方針等に関する質問に対する回答　:P1～P7
（質問NO,1～４７）

（２）実施方針等に関する意見に対する回答　:P8～P9
（意見NO,1～10）

（１）実施方針等に関する**質問**に対する回答

No	資料名	ページ	項目	内容	回答
1	実施方針	2	Ⅰ-1-（10）	全体工期の短縮を提案した場合、提案内容審査（技術評価）において加点評価されるのでしょうか。	ご質問の点を提案評価項目として重視することが、より良い団地再生提案競争につながるか等を総合的に考量しつつ、実施方針等に関する質問・意見回答や対面式質疑応答の結果及び審査委員会における意見聴取結果を勘案し、入札説明書等に添付する落札者決定基準において提示します。
2	実施方針	2	Ⅰ-1-（10）	全体工期の短縮を提案した場合、令和13年3月末以前において、建替住宅等を竣工した後、速やかに機構への引渡すことは可能と理解してよろしいでしょうか。	ご提案いただいた工期が、「要求水準書及び事業提案書等に基づき設定される業務水準」として確定して契約締結が為された場合には、ご理解のとおりです。
3	実施方針	3	Ⅰ-1-（11）	中間金の支払いは、各業務（建設業務、設計業務、杭撤去業務）のそれぞれにおいて、3回を上限として中間金の支払いを請求できると理解してよろしいでしょうか。 また、支払いの請求時期は任意なのか、あるいは年度末等の規定はあるのでしょうか。	中間金の支払い方法については、入札説明書等に添付する事業契約書（案）において提示しますので、正式にはそちらをご確認ください。現時点では、各業務ではなく、契約期間中に計3回を上限とし、中間金の支払い請求時期は、あらかじめ当該請求に係る出来高部分の確認を両者立ち合いで実施し当該確認が完了していることを条件として任意です。
4	実施方針	3	Ⅰ-1-（11）	貴機構からの支払いについて、①建替住宅等に係る建設費、②建替住宅等に係る設計費、③既存住宅等の杭撤去費におきまして、造成費・許認可関連費用等、それぞれに含まれる項目について想定されている内訳をご開示下さい。	入札説明書等に添付する提案様式集において含まれる入札書内訳書類等にて内訳項目を提示する予定です。
5	実施方針	9	Ⅱ-2	【第二次審査（提案審査）】が令和8年10月～令和8年12月（予定）となっていますが、提案書作成期間に関係するため、当該期間内での第二次審査提出書類の提出予定日をご教授願います。	正式には入札説明書において提示しますが、第一次審査提出書類は10月初旬締切、第二次審査提出書類は10月中旬締切を予定しております。
6	実施方針	9	Ⅱ-2	入札公告、入札説明書等の公表において、予定価格の公表はされるのかご教示願います。予定価格の公表を要望いたします。	入札説明書にて参考価格の公表を予定しておりますが、正式には入札説明書をご確認ください。
7	実施方針	9	Ⅱ-2	募集及び選定のスケジュールにおいて、7月に入札公告等が公表されてから、10月提出と12月提出とでは作業期間や作業工程作業計画が大きく変わってきます為、貴社が現時点において想定しているスケジュールを絞り込んでご教示頂けないでしょうか。	No５の回答を参照してください。
8	実施方針	10	Ⅱ-3-（1）-③	設計企業が工事監理企業の参加資格条件を満たしている場合、設計企業が工事監理企業を兼務することは可能でしょうか。	工事監理企業の個別参加資格に記載の要件を全て満たしている限りはご理解のとおりです。（建設企業と資本面・人事面で関係がないことを求めていますが、設計企業との間に禁止要件はありません）

（１）実施方針等に関する**質問**に対する回答

No	資料名	ページ	項目	内容	回答
9	実施方針	11	Ⅱ-3-（2）-③	第一次審査書類の提出期限日から開札までの期間において、機構から事業用地を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けた場合、指名停止措置を受けた企業を含むグループは失格となるが、ペナルティ等は受けないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、失格となった場合でもペナルティ等はありません。 また、参加グループの構成企業に入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該参加グループは原則として失格としますが、例外として、参加グループの申出により、機構がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、入札参加資格要件を欠く参加グループの構成企業（ただし、代表企業を除く。）の変更ができるものとする条件を追加する予定です。詳細は、入札説明書において提示します。
10	実施方針	13	Ⅱ-3-（3）-（イ）-⑤	工事の実績は、官庁発注工事及び民間発注工事を問わないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	実施方針	14	Ⅱ-(3)-(イ)-⑥	主任技術者又は監理技術者を本件工事に専任で配置できること、とありますが、記載のある要求資格・経験を有する技術者であれば杭撤去・造成・本体工事で変更可能であるとの理解で良いでしょうか。	建設企業は「建替住宅等を建設し、既存住宅等の杭撤去工事を行う企業」であり、本件工事とは関連する全ての工事を指しますので、変更は不可と想定していました。しかし、杭撤去工事、造成工事、本体工事での変更を再検討します。
12	実施方針	18	Ⅱ-5-（3）	審査の結果により、落札者を選定しない場合があると記載されていますが、どのような場合を想定されているのかご教示願います。	正式には入札説明書等に添付する落札者決定基準において提示します。落札者決定基準に示された審査基準等に沿い、審査委員会に置いて厳正な審査を行った結果として、より良い団地再生提案としては評価できず、技術評価点の最低基準を下回った場合等が想定されます。
13	実施方針	20	Ⅱ-7-（3）-（イ）	事業契約締結においては、落札者は契約事業者として、全構成員がそれぞれ署名・押印すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	実施方針	21	Ⅲ-2	「機構及び契約事業者が適正にリスクを分担する」、また「本事業の責任は原則として契約事業者が負う」と記載されていますが齟齬があるように思料します。どのように解釈したらよいかご教示願います。	実施方針本文に記載のとおり、本事業は、ＰＦＩ法に基づき実施し、契約事業者が自らの提案をもとに、建替住宅等の設計・建設等を行い、機構に建替住宅等の所有権を移転するＢＴ(Build Transfer)方式である性質上、本事業の責任（主たるリスク）は原則として契約事業者に負っていただくものとして記載しております。ただし、別紙４「リスク分担表（案）」に示すとおり、「機構が責任を負うべき合理的な理由がある事項」については機構が責任を負うこととしております。 リスク分担の内容は、正式には入札説明書等に添付する事業契約書（案）において提示します。

（１）実施方針等に関する**質問**に対する回答

No	資料名	ページ	項目	内容	回答
15	要求水準書（案）	5	第２-３-（４）	土壌調査について土地利用履歴を踏まえ調査の必要性はないと推測しているとのことですが、地歴調査報告書についてご提示願います。	土地の利用履歴について機構が把握・整理している内容は要求水準書（案）のご指摘の記載箇所のとおりであり、他にとりまとめている地歴調査報告書はございません。
16	要求水準書（案）	5	第２-３-（４）	地歴調査報告書について、実施されていないということであれば、受注後事業主側で実施する形で費用などを見込む形でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に記載のとおり、契約事業者の責任と負担において、必要に応じて土地利用履歴調査を行うなど、法令に基づき適切な手続を行ってください。
17	要求水準書（案）	5	第２-３-（５）	埋蔵文化財の試掘について、費用を見込みますので頻度、回数などご教示願います。	豊中市の埋蔵文化財の手続きに従って事業者が確認の上、必要となる費用を積算してください。なお、正式には入札公告時の要求水準書において提示しますが、URにて事業契約までに試掘調査の実施を調整していることから、契約事業者による試掘調査は不要になる可能性があります。
18	要求水準書（案）	5	第２-３-（５）	埋蔵文化財について本掘が必要となった場合は合理的な範囲で機構が負担する。とありますが、工期についても合理的な範囲で延長されると考えてよろしいでしょうか。	埋蔵文化財発掘調査（本掘）が必要となった場合、工期についても、機構と協議の上、合理的な範囲で延長を可とします。
19	要求水準書（案）	5	第2-3-（5）	埋蔵文化財発掘調査（本掘）が必要となり、それにより工期の変更が必要となった場合は、工期変更及びそれにより生じた追加費用は認められると理解してよろしいでしょうか。	工期変更については、No18の回答を参照してください。また、埋文発掘調査（本掘）が必要となった場合、工期変更が必要となり、それにより契約事業者に生じた損失や追加費用は、契約事業者の逸失利益を除き、それを合理的な範囲で機構が負担する予定です。 リスク分担の内容は、正式には入札説明書等に添付する事業契約書（案）において提示します。
20	要求水準書（案）	8	第2-4-(3)	(3)参考基準について、(1)遵守すべき法令や条例等、(2)適用基準に合致したうえで、住宅性能条件書を上回る水準を有していれば、適用外との理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。

（１）実施方針等に関する**質問**に対する回答

No	資料名	ページ	項目	内容	回答
21	要求水準書（案）	13	第3-4-ア	契約事業者が昇降機保守管理協力企業を建設工事着工までに確保し、契約事業者が昇降機保守管理業務協定書の締結当事者とする理由、目的をご教示願います。	昇降機保守管理業務の確実な履行を確保するために工事着工前に契約事業者が昇降機保守管理業務協定書を機構と締結し、工事竣工前までに、昇降機保守管理企業と機構が協定者に基づいて、保守管理業務契約を締結します。契約事業者を協定書の締結当事者とする理由、目的は、例えば、保守管理業務の実施期間中に保守管理会社の契約辞退や倒産等の事態が発生した場合に、契約事業者の責任において、本協定書に定める条件で保守管理会社に代わり保守管理業務を実施する者を手配してもらうためです。
22	要求水準書（案）	13	第3-4-ウ	契約事業者は、本事業の入札価格に昇降機保守管理業務費を含めて入札するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	要求水準書（案）	13	第3-4-ウ	契約事業者に昇降機保守管理業務期間終了まで昇降機保守管理業務の履行に係る責任を負わせる理由、目的をご教示願います。	No21の回答を参照してください。
24	要求水準書（案）	13	第3-4-ウ	契約事業者は、昇降機保守管理業務期間終了まで昇降機保守管理業務の履行に係る責任を負うこととなっていますが、履行に係る責任の具体的な内容をご教示願います。	ご指摘の契約事業者の昇降機保守管理業務の履行に係る責任の具体的な内容については、主に昇降機保守管理業務協定書に規定する予定であり、ご指摘の第3-4-ウの次項エに記載のとおり、昇降機保守管理業務協定書及び昇降機保守管理業務契約書については、入札説明書等の公表時に提示します。
25	要求水準書（案）	14	第4−1−（１）エ	①木造の集会所とは、構造はS造（準耐火）構造で見えがかりを総て木造とすることは可能でしょうか？ ②CLT等とは、単純に木材の集成材を部分的に使用してもよいのか、又は全体をCLT工法でまとめるのか、のどちらでしょうか？	①要求水準書に記載のとおり構造は木造のためS造は不可です。 ②要求水準書を全て満たすことを前提に、契約事業者の提案によります。
26	要求水準書（案）	14	１−（１）オ	①施設とは、具体的に何を意図されているのでしょうか？	ご指摘の「住宅及び屋外共用空間・施設」の「施設」とは、主に集会所等の屋外共用施設を指しますが、「住宅及び屋外共用空間・施設」には、住棟内の共用部を含む入居者が利用する空間・施設全体を含みます。
27	要求水準書（案）	15	１−（２）ウ	①【別紙８　（参考）第Ｉ期屋外計画】を継承についてですが、Ｉ期、先工区と後工区、そして本計画は各々敷地条件が異なり、具体的には基本コンセプトを継承するのか、又はそれ以外にも何を継承すべきと考えておられるか、ご教示ください。	造園設計コンセプトを継承し、竣工済みの第Ｉ期及び周辺環境と調和のとれた一体的な計画としてください。また、第Ｉ期の植栽、舗装や工作物等の水準も継承した提案としてください。
28	要求水準書（案）	16	第４-１-（７）-ア	電線管の地中化とありますが、事業用地内に電線類を電柱にて引込んだ後、事業用地内を地中化することで良いでしょうか。	ご理解のとおりです。

（１）実施方針等に関する**質問**に対する回答

No	資料名	ページ	項目	内容	回答
29	要求水準書（案）	16	第4-1－（７）ウ	①第Ｉ期の色彩計画の３層構成とし、ベースメントのダークブラウンのタイルを用いれば、ディテールで多少表現を変えることは可能でしょうか？	「第4-1-(7)ウ」及びその他要求水準書に規定する条件以上であれば、契約事業者の提案によります。
30	要求水準書（案）	18	第４-2-(1)-ア	『住戸タイプは【別紙6】（参考）住戸プラン図』を参考に計画するもの』とありますが、住戸面積は順守の上、間口・奥行等は事業者の提案によるものとしてよろしいでしょうか。	「第４-2-(1)-ア-(ｳ)」に記載のとおり、「住戸面積」のみならず、関係法令、【別紙１　住宅性能条件書／新千里東町第Ⅱ期２工区（案）】等を遵守する限りにおいて、住戸の間口・奥行等は契約事業者の提案によります（「第４-2-(1)-ア-(ｶ)」にて１Ｋの間口の条件はあります。）。ただし、実施方針等に関する質問・意見への回答や対面式質疑応答等の結果を踏まえた要求水準書の見直しにより、良好な住環境確保の確保等のため、本質問項目を含む要求水準書の一部を変更する可能性があることにご留意ください。
31	要求水準書（案）	19	第4-２－（２）－ア（ア）	①P19　２－（２）－ア（イ）では、整備台数のうち15％（51）以内は将来駐車場として整備可とありますが、整備台数は整備戸数が正解でしょうか？それとも整備台数は139台の（15％）で約20台が正解なのでしょうか？	「整備台数のうち、15％（51 台）以内」とは、追記して表現すると、「整備台数（139台）のうち、<u>整備戸数（346戸）の</u>15％（51台）以内」（下線部を追記）であり、51台以内を将来駐車場として整備可とします。
32	要求水準書（案）	20	２－（２）－イ-（ウ）	①大型自転車とはどんな車種で、その巾と長さをご教示ください。	大型自転車とは、電動アシスト付き自転車等を想定しています。別紙１　住宅性能条件書「第３　付帯施設等　駐輪場」に記載のとおり、駐輪施設は１台につき幅0.6m、奥行き1.9mとします。
33	要求水準書（案）	25	第4-3-（2）-ア-(ｱ)	ここでいう協力企業とは、昇降機保守管理協力企業のことでしょうか。	昇降機保守管理協力企業に限定しません。構成企業から直接又は間接に業務を受託する全ての企業を指します。
34	要求水準書（案）	28	第４-5-（１）	工事着手時に、杭以外の残置されている地中埋設物およびその他屋外付帯施設等についてご教示願います。	正式には入札公告時の要求水準書（別添資料を含む）において提示しますが、杭以外の残置予定である地中埋設物およびその他屋外付帯施設等については、別添資料1_事業用地現況関連図（整地計画平面図に記載）、別添資料4_インフラ整備状況図、別添資料5_仮囲設置範囲図を参照ください。また現在、基盤整備工事（既存建物等の撤去工事）中のため、今後、変更する可能性があります。
35	要求水準書（案）	28	第4-5-（1）-ウ	仮囲いは、契約事業者に無償で引き渡されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、撤去処分は契約事業者によります。

（１）実施方針等に関する**質問**に対する回答

No	資料名	ページ	項目	内容	回答
36	要求水準書（案）	31	第４-6-（２）-ウ	工事工程を計画する上で、地域行事およびご近隣様のご要望等で作業が不可となる期間があれば公表をお願いたします。	第Ⅰ期工事及び第Ⅱ期（07-新千里東町団地第Ⅱ期他団地基盤整備工事、以下「基盤整備工事」）においては、地元要望事項等は確認しておりませんが、本工事にあたっては改めて確認してください。
37	要求水準書（案）	31	第４-６-（２）-ウ	地元協議、近隣イベント等により作業可能な時間が制限される場合がある。とのことですが、工事工程へ反映させるため、具体的にご教示願います。	No36の回答を参照してください。
38	要求水準書（案）	36	第４-７-（２）-イ	周辺家屋調査に関して、貴機構が想定されている範囲をご教示ください。	影響範囲については、契約事業者の提案内容や工事手法等により異なるものであり、一律に示すことはできないため、それらを踏まえ、適切に家屋調査対象範囲を設定し、機構と協議の上で、調査を実施してください。
39	要求水準書（案） 別紙１	5	共用部分	非接触キーについて、ノンタッチキーでしょうか。ハンズフリーキーでしょうか。またキーヘッドの個数は何個でしょうか。	非接触キーについては、ノンタッチキー同等とし、キー本体は電池等を搭載しないものとしてください。 キーヘッドの個数は「別紙１-第6-13-標準仕様-(1)-イ」に記載の個数としてください。
40	要求水準書（案） 別紙１	47	第６-７	太陽光発電設備容量は、昼間の共用部の消費電力以上となる計画とすることとありますが、電灯（照明・ｺﾝｾﾝﾄ）のみでしょうか。また動力機器（ＥＶ・ポンプ等）の消費電力も含むものでしょうか。	動力の消費電力は含まず、電灯のみとしてください。
41	要求水準書（案） 別紙４	1	-	団地内車両動線より北側の既存擁壁と保存樹木について、事業期間中に仮囲い等で区画することは必要でしょうか。	工事・作業内容に応じて必要があれば区画をしてください。
42	要求水準書（案） 別紙４	1	-	団地内車両動線より北側の既存擁壁と保存樹木について、事業期間中の管理（除草・落葉収集等）はＰＦＩ事業者によるものでしょうか。	要求水準書（案）第３　１ アに記載の工事着手以降（用地引き渡し後）から保存樹木の管理と適切な除草や落葉収集等を行ってください。 なお、「基盤整備工事」は令和９年２月までを工事期間としており、本事業における工事期間との重複はない想定です。
43	要求水準書（案） 別紙４	1	-	団地内車両動線及び既存駐車場について、アスファルト舗装のやり替えは必要でしょうか。	既存の団地内車両動線及び既存駐車場を再利用する場合は、アスファルト舗装等のやり替えが必要です。
44	要求水準書（案） 別紙４	1	-	事業用地西側の歩行者動線について、行き止まりに表現されていますが、現状コンクリート舗装された歩道が整備されています。このコンクリート舗装された歩道は再利用とするものでしょうか。	事業用地西側の歩行者動線については行き止まりではありません。事業用地外に舗装されている歩道については再利用とします。

（１）実施方針等に関する**質問**に対する回答

No	資料名	ページ	項目	内容	回答
45	要求水準書（案） 別紙４	1	-	事業用地への車両出入りは団地内車両動線からのみでしょうか。事業用地南側の道路からの搬出入も可能でしょうか。	事業用地南側の道路は入居中エリアの方の車両動線のため、利用は不可ですが、事業用地内に別途出入口を設けることは、UR及び関係機関等と協議のうえ可とします。
46	要求水準書（案） 別紙４	2	-	移植樹木リストについて、保存樹木エリア内での移植でしょうか。あるいはどこかへ移植するものでしょうか。それとも、どこかから移植してくるものでしょうか。後者の場合の移植元、移植先についてご教示ください。	移植樹木は本事業開始前に別事業である「基盤整備工事」にて団地内の別の場所から移植される予定の樹木です。
47	要求水準書（案） 別添資料1_事業用地現況関連図	-	-	西側及び南側の仮想敷地境界の座標について、ご提示願えますでしょうか。	入札公告時の要求水準書（別添資料を含む）において提示します。

（２）実施方針等に関する**意見**に対する回答

No	資料名	ページ	項目	内容	回答
1	実施方針	5	Ⅰ-2-(3)	対面質疑応答の参加者公表について、自社の独自ノウハウ・技術・工法（非特許）を開示し提案・質疑することになりますので、原文では意見書の提出が出来ません。非公表として再考をお願いします。	本文記載のとおり、「対面式質疑応答でなされた質疑応答内容のうち、対面式質疑応答参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き」公表します。 なお、機構として対面質疑応答で為された質疑応答内容のうち、公表が必要と判断した内容については、関連する対話参加者に対して、質疑応答の公表内容について、事前に提出者に確認を行い、合意が得られた内容のみ公表を行います。
2	実施方針	5	Ⅰ-2-(3)	対面式質疑応答の参加者について、特に住宅性能条件書に対する意見においては設計・建設等、各分野の担当者の出席が必要になることかと存じます。 1社あたり最大4名という上限の撤廃をお願いいたします。	1社あたりの参加人数上限は撤廃とします。ただし、会場設営上の制約から、お申込みいただいた参加人数の受け入れが困難となる場合には、個別に調整に応じていただける場合に限ります。
3	実施方針	9	Ⅱ-2	入札説明書等に関する質問について、二次審査へ向け提案計画に基づき行政協議指導を踏まえた上で、一次審査後に再度質問の機会を設けるべく検討お願いします。	ご意見を参考にして、募集及び選定のスケジュールに影響がでないか検討します。
4	実施方針	9	Ⅱ-2	令和 8年7月入札公告予定→同年10月第二次審査提出書類の提出予定となっており、公告後の作業期間がタイトとなっております為、入札公告時に公表される「要求水準書等」について、実施方針時の公表資料：要求水準書(案)等からの「変更内容リスト」及び「変更箇所にマーキングを付した要求水準書」を併せて作成し公表頂けないでしょうか。ご検討願います。	ご意見を参考にして、変更内容の公表及び表示方法について検討します。
5	実施方針	13	Ⅱ-3-（3）-（イ）	建設企業の参加条件の施工実績について、単体又は共同企業体の代表者の条件として100戸以上の共同住宅（１戸当りの平均専有面積が30㎡以上に限る。）新築工事となっております。 希望としては、平均専有面積の条件を無くして頂きたい又は100戸を60戸程度にして頂きたい。もしくは、都市再生機構発注物件については平成15年度以降完成引き渡しが済んでいる工事実績にして頂きたい。	ご意見を参考にして、施工実績条件を検討します。

（２）実施方針等に関する**意見**に対する回答

No	資料名	ページ	項目	内容	回答
6	実施方針	13	Ⅱ-3-（3）-（イ）-④	建設企業の条件にて「④機構西日本支社（所管事務所を含む。）発注の工事成績について、資料の提出期限日前１年以内の期間において60 点未満のものがないこと。」と記載ありますが、これは構西日本支社様の発注し完成した工事の実績がないと建設企業の条件を満たせないという認識でよろしいでしょうか。 コンソーシアム組成の難易度が高くなってしまうので幅広く参加を募れるように参加条件について検討頂きたいです。	機構西日本支社発注の実績が無くても、参加可能です。
7	実施方針	17	Ⅱ-5-（１）	落札者の選定において総合評価方式を採用するとありますが、令和6年3月のガイドラインP.16（2）標準加算点の中でＵＲ工事における評定点や表彰の有無について項目として挙げられています。ＵＲ工事実績のないものが入札する場合に不利になることが想定されますので、同種のＰＦＩ工事実績やＵＲに限らない表彰実績に重きを置いた評価・配点としていただきたい。	ご意見を参考にして、条件を検討します。
8	実施方針及び別紙4（リスク分担表）	20	Ⅱ-7-(1)、経済リスク-物価変動リスク	物価変動リスク分担について、世界的な原材料及び原油等のエネルギー品や価格高騰・円安の影響を受けて資材価格が高騰していることに加え、政府の賃上げ方針や労務単価引き上げなどを受け技能労働者の賃金も上昇しております。①感応度の高い指数の事業者からの提案。②買取方式の趣旨より残工事出来高でなく出来高をベースの変動式の採用。③事業者率を0%、の採用をお願いします。	ご意見を参考にして、物価変動リスク分担について検討します。なお、本意見については、対面式質疑応答のテーマとしておりますので、詳しくは対面式質疑にてお聞かせください。
9	要求水準書（案）	13	第3-4	昇降機保守管理業務について、契約事業者は本業務期間終了まで履行責任を負うとありますが、契約事業者は建替住宅等の建設工事着工までに保守管理協力企業を確保し、貴機構と協力企業との２社本業務協定までを業務範囲とする等、再考をお願いします。	正式には入札公告時の要求水準書において掲示しますが、協定書において「保守管理業務の実施期間中に保守管理会社の契約辞退等の事態が発生した場合は、受注者の責任において、本協定書に定める条件で保守管理会社に代わり保守管理業務を実施する者を手配すること」と記載予定であり、契約事業者は、昇降機保守管理業務期間終了まで履行責任を負うこととしております。
10	要求水準書（案）	30	第４-6-(1)-イ	モニタリングについて、提出する設計図書の詳細については、積算や工事施工等に支障のないよう、機構の指定する様式にて提出すること。とありますが、システム上対応が困難であるという点、事業者による設計施工であるという点より、事業者様式での提出とすべく再考をお願いします。	ご意見を参考にして、様式について検討します。